

「タイムズペイ」商工会プラン第二弾の受付について

1. キャンペーン概要について

前回の商工会プラン受付終了後も端末導入について数多くのお問合せをいただいたことから、第二弾商工会プランを提供できることとなりました。

今回のキャンペーンは台数限定につき、取扱台数終了次第キャンペーン終了となりますので、導入を希望される事業者は、お早めにお申し込みいただくようお願いいたします。

※現状では、終了時期は未定となっており、取扱台数が終了した時点でキャンペーンは終了となります。

2. 今回キャンペーンのポイント

- 商工会会員だけの特典プランをご提供いたします。
- 商工会プランの対象となるのは、VISA、マスターカードのみです。

3. 申込・審査

- WEB登録（問合せ）【会員事業所⇒パーク24 株式会社】
導入希望または話を聞いてみたい会員事業所は、WEBお問合せフォームから連絡先情報の登録を行ってください。

お問合せフォーム URL : <https://bit.ly/3emH3U9>

※今回の受付はWEBフォームからのみの受付となります。



年末特別相談窓口の実施について！

年末の資金需要期を迎えるにあたり、会員事業所等からの資金繰りなどに関する相談に対応するため、年末特別相談窓口を下記のとおり実施いたします。

1. 相談窓口開設場所 福井県商工会連合会 総合支援センター
坂井市商工会 本所

2. 開設日時 12月1日(火)～12月28日(月)まで
平日20:00まで(17:00以降は事前予約のみ)



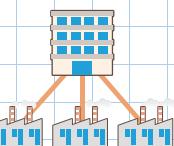
下請取引の適正化について

【中小企業の取引環境】

新型コロナウイルス感染症の影響により、下請事業者をはじめとする中小企業・小規模事業者は、かつて経験したことがないほどの、厳しい経営環境に直面しております。年末にかけて金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等が一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期かつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障をきさないようにすることが必要になります。

1. 親事業者の義務

- (1) 書面（注文書）の交付及び書類作成・保管義務
- (2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務



親事業者の
遵守すべき事項

2. 親事業者の禁止行為

- (1) 受領拒否
- (2) 下請代金の支払遅延
- (3) 下請代金の減額
- (4) 返品
- (5) 買いたたき
- (6) 物の購入強制・役務の利用強制
- (7) 報復措置
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決裁
- (9) 割引困難な手形の交付
- (10) 不当な給付内容の変更・やり直し
- (11) 不当な経済上の利益の提供要請



〔第126号〕

発行 坂井市商工会

本所 坂井支所 TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号 TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1 TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地 TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

坂井市商工会小規模事業者等コロナ対策応援事業助成金のお知らせ

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、坂井市小規模事業者等コロナ対策応援事業補助金（以下、「市補助金」という）を活用し感染対策防止費用の一部を補助して頂き、感染対策に取り組み新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えようとする小規模事業者等に対して、予算の範囲内で商工会独自の上乗せ補助を行い事業主負担の軽減することにより、その事業継続を支援することを目的としています。

2. 助成対象者

市内に主たる事業所を有する小規模事業者等（宿泊業を除く）でかつ、商工会会員であって、次の各号に該当するもの

- (1) 坂井市小規模事業者等コロナ対策応援事業補助金の補助金採択（交付決定兼確定通知書「様式第3号」）を受け、補助事業が完了したもの
- (2) 坂井市商工会の会費が未納でないこと

3. 助成対象事業

- 対象事業：令和2年9月1日から令和2年11月30日までに市補助金を申請し確定通知を受けた事業
- 対象経費：対象事業となる市補助金の補助対象経費

4. 助成率等

- (1) 市補助率1/2の額（1,000円単位未満切捨）に対して商工会助成率1/2以内（1,000円単位未満切捨「上限25,000円」）とします

【例】補助対象経費10万円の場合 市補助金50,000円 商工会助成金25,000円
補助対象経費10万円

市補助金（1/2）5万円	自己負担（1/2）5万円
市補助金（1/2）5万円	商工会助成金（1/2）2.5万円 自己負担（1/2）2.5万円

5. 申請期限

令和3年2月1日(月)

6. 提出書類

◆交付申請兼請求時

○坂井市商工会小規模事業者等コロナ対策応援事業助成金（坂井市小規模事業者等コロナ対策応援事業補助金）交付申請兼請求書（様式第1号）

【添付書類】・市補助金にかかる交付決定兼確定通知書（様式第3号）の写し
・通帳の表紙裏見開きページの写し

7. 申請窓口

■坂井市商工会 本所・坂井支所 TEL66-3324 ■坂井市商工会 三国支所 TEL82-5055
■坂井市商工会 春江支所 TEL51-2211 ■坂井市商工会 丸岡支所 TEL66-6555

○申請の流れ 市の補助事業完了、市補助金額の確定通知を受け事業費確定後に、必要書類を添付して坂井市商工会（本所、支所）へ申請をする。【令和3年2月1日申請期限】

8. 申請必要な書類の入手方法

坂井市商工会のホームページからダウンロード又は、商工会の窓口にて配布いたします。
(URL) <http://www.shoko-sakaicity.or.jp/>

忘れてはいませんか？ 持続化給付金・家賃支援給付金の申請期限（令和3年1月15日まで）が近づいてきました。

①持続化給付金について

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給します。

幅広い業種で、法人・個人の方が対象となります。申請期日が迫ってきていますので、まだ申請されていない場合は、本制度の活用をご検討ください。

◆給付額上限

中小企業等は200万円、個人事業主等は100万円



◆給付対象の主な要件

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- 事業による事業収入（売上）を得てあり、今後も事業を継続する意思がある事業者。

※2020年新規創業特例があります。

◆詳細について

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

②家賃支援給付金について

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上減少に直面する事業者の事業継続を支えるための地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

◆給付額

法人最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給

算定方法：申請時の直近1カ月における支払賃料（月額）に基づいて算定した給付額（月額）の6倍

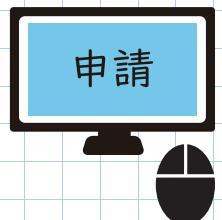
	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円越	50万円+〈支払賃料の75万円の超過分×1/3〉 ※100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+〈支払賃料の37.5万円の超過分×1/3〉 ※50万円（月額）が上限

◆給付対象の主な要件

- 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- 5月～12月の売上高について
 - 1カ月で前年同月比-50%以上または、
 - 連続する3カ月の合計で前年同期比-30%以上
- 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料の支払い

◆詳細について

<https://yachin-shien.go.jp/index.html>



中小企業等における 感染拡大防止対策助成金の申請が延長されました。

◆概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動を両立するため、店舗や事業所等において行う感染拡大防止対策にかかる費用を助成します。

◆支援対象

次の条件の全てにあてはまる企業、個人事業主、団体等

- 業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインに基づく対策を実施している
- 県内に所在する事業所等を拠点に事業活動を行っている
- 福井県の「感染防止徹底宣言」ステッカーを提示している 等

◆支援の内容

助成額：上限10万円／事業所（下限額5万円） 助成率：4/5

◆対象となる感染防止対策

令和2年7月30日（木）（福井県感染拡大注意報の発令日）以降に実施した、新型コロナ対策にかかる費用が対象です。

◆申請期間

令和3年1月29日（金） ※申請期間が延長されました。

◆申請方法

- 申請書類を次の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送
 - 専用ホームページの入力フォームに沿ってオンライン申請
- ※持参による申請は受け付けていません。

（宛先）〒910-8691 福井中央郵便局留め 福井県感染拡大防止助成金事務局 宛て

◆お問い合わせ先

福井県感染拡大防止助成金センター TEL 0776-22-3615

ホームページ：<https://www.fukui-kansentaisaku.jp/>

パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日）

◆パートタイム・有期雇用労働法の概要

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

◆改正のポイント

不合理な待遇差の禁止	同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示する必要があります。
労働者に対する待遇に関する説明義務の強化	非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければいけなくなりました。
事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)	都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

【詳細について】 詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

【お問合せ先】 パートタイム・有期雇用労働者特別相談窓口

0776-22-3947 (平日8時30分～17時00分)